

中間とりまとめに向けた議論の整理（案）

1 基本的な制度の在り方について

原爆症認定の「基本的な制度の在り方」に関して、おおむね認識の共有が図られつつあると考えられる点は、以下のとおりである。

- 原爆症認定や医療特別手当の給付といった手厚い援護には、行うだけの理由が必要。
- 被爆者に寄り添うという視点とともに、国民の理解を得られるような制度とする必要。
- 被爆者が高齢化していることも考慮し、裁判での長期の争いを避ける制度を作る必要。
- 被爆者の高齢化という現実を踏まえると、福祉サービスを含めた制度の施策体系の充実という方向性も考えられる。
- 既に年金や介護保険の制度があり、医療費も無料となっているということを踏まえた制度とし、一般の高齢者との均衡にも留意すべき。
- 必要に応じて、被爆者援護法の改正も視野に入れるべき。

また、「基本的な制度の在り方」に関し、様々な意見が存在し、さらなる議論が必要と考えられる事項とその意見は、以下のとおりである。

(全体の方向性について)

- ・ 制度を根本から見直すのは、これまでの議論が飛んでしまうことになり

非生産的なため、現行の不備を改善するという方向性が考えられるのではないかという意見

- ・ 被爆者援護法第10条・第11条に基づく国による原爆症認定の制度は破綻しているため、全面的に見直すべきという意見
- ・ 現行制度を基本とする認定は維持しつつ、原爆症に準ずる新たな基準に基づいた認定の制度を加えていくべきという意見

2 原爆症認定制度の認定基準について

「原爆症認定制度の認定基準」に関して、おおむね認識の共有が図られつつあると考えられる点は、以下のとおりである。

- 司法判断と行政認定の乖離を認め、どのように埋めていくか考えていく必要。
- 科学的知見は重要であるが、科学には不確実な部分もある。こうしたことを探していかなければいけない。
- 高齢化により、健康被害が放射線の影響によるものか、加齢や生活習慣等によるものか、原因の切り分けができなくなっている状況を考慮すべき。
- 疾病によって、医療の必要性は様々であり、要医療性の要件はわかりやすくあるべき。
- 医療技術は進歩しているので、治癒する疾病も多い。こうした状況を踏まえて、現実に即して判断すべき。

また、「原爆症認定制度の認定基準」に関し、様々な意見が存在し、さらなる議論が必要と考えられる事項とその意見は、以下のとおりである。

(司法と行政判断の乖離)

- 裁判例や医療分科会の積み重ねの客觀性を尊重しつつ、相当程度判断が固まっているものを救済の観点から行政認定に取り入れていき、乖離を埋めていくべきという意見
- 乖離を埋めることができないのだから、制度全体が破綻しているという意見
- 裁判所の判断は個々の原爆症認定についての判断であり、制度を見直すべきとの判断にまで及んでいないという意見
- 要件に明確に当てはまらない場合の総合判断は必要で、新しい審査の方針のこういった仕組みを残し、医療分科会のこの方針を客觀化するために、法令で規定していくことを考えるべきではないかという意見

(放射線起因性)

- 医療特別手当をはじめとする手厚い援護を行う理由として、放射線の影響を無視することはできないという意見
- 放射線起因性の証明しがたい部分、科学の限界がある部分には、新たな制度を付加して救済をすべきという意見
- 被爆者であれば何らかの放射線の影響があるから、これを前提として、手当をはじめとする援護を行うべきという意見
- 放射線の科学は科学として、尊重されるべきという意見

3 手当について

被爆者援護法に基づき支給される「各種手当」に関して、おおむね認識の共有が図られつつあると考えられる点は、以下のとおりである。

- 被爆者に対する援護施策は、医療の給付のほか、各種手当、福祉サービスといったものがある。これらの全体のバランスを考える必要。
- 健康管理手当の額に比べて、医療特別手当の額は高額であり、医療特別

手当を給付することが真に必要な状況がどのようなものか、考える必要がある。

- 手当をはじめとする被爆者援護の財源について、国民の理解が得られることが必要。

また、「各種手当」に関し、様々な意見が存在し、さらなる議論が必要と考えられる事項とその意見は、以下のとおりである。

(手当の給付対象)

- ・ 手当の対象となる認定については、裁判例などを踏まえ、放射線起因性が無視できないという程度でのグレーゾーンを作るべきという意見
- ・ グレーゾーンを作るにしても、既に認定されている人も含めて、その要件を明確に設定するのは難しいのではないかという意見
- ・ 被爆者であれば何らかの影響を受けているのだから、全員に手当を支給すべきという意見
- ・ 被爆者全員に手当を支給するのは、手当の趣旨が異なってくる上、財政負担をお願いする国民の理解を得られず、難しいのではないかという意見

(手当額の段階的設定等)

- ・ 既存の制度の延長で、認定対象者を拡大しつつ、その上で、医療必要度だけでなく、介護や日常生活支援の必要度などに応じた手当を設定することで、段階的な手当制度を作るべきという意見
- ・ 段階をつける新制度を導入するのであれば、現行よりも手当額が下がる人が出てくるのではないかという意見
- ・ 全員に基本的な手当（現行の健康管理手当相当）を支給し、症状に応じて加算をしていくことで、段階的な手当制度を作るべきという意見
- ・ 認定（手当の給付）の期間を限定することも考えるべきではないかという意見